

相模原市立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例について  
相模原市立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年6月25日提出

相模原市長 本村賢太郎

相模原市立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例  
相模原市立学校体育施設使用料条例(平成17年相模原市条例第163号)の一部  
を次のように改正する。

別表第5中 「 相模原市立横山小学校  
相模原市立鶴園小学校 」 を 「 相模原市立相原小学校  
相模原市立淵野辺小学校  
相模原市立谷口台小学校  
相模原市立横山小学校  
相模原市立鶴園小学校  
相模原市立陽光台小学校  
相模原市立弥栄小学校 」 に改

める。

附 則

この条例は、令和8年7月18日から施行する。

提案の理由

学校体育施設等開放事業において屋内運動場の空調設備を供用する学校の追加  
に伴い、附属設備の使用料に係る規定を改正いたしたく提案するものである。

議案第 97 号関係資料

## 相模原市立学校体育施設使用料条例の改正の概要

### 1 改正の内容

#### 附属設備の使用料に係る規定の改正(別表第 5 関係)

相原小学校、淵野辺小学校、谷口台小学校、陽光台小学校及び弥栄小学校の屋内運動場の空調設備の使用料について、1 時間につき 950 円とするもの

### 2 施行期日

令和 8 年 7 月 18 日